諫早市選挙管理委員会会議録(第4回)		
開催日時 平成27年3月2日(月) 午後1時30分		
開催場所	諫早市東小路町7番1号 諫早市役所8階 会議室8-5	
出席者 委員 書記	古川委員長 宮﨑委員 大島委員 石田委員	
	中道書記長 船岡次長	
会 議 (付 議 事 件)		
開会宣言	午後 1 時 30 分 古川委員長	
議 案 番 号	事 件 名	採決
議案第 11 号	選挙人名簿の登録の抹消について	原案のとおり 可決
議案第 12 号	選挙人名簿の登録について	原案のとおり 可決
議案第 13 号	選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分 の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	原案のとおり 可決
議案第 14 号	投票所の場所の決定について	原案のとおり 可決
議案第 15 号	選挙時登録で選挙人名簿に登録した者の氏名及 び住所等を記載した書面の縦覧について	原案のとおり 可決
議案第 16 号	選挙人名簿の登録の移替えをしない期間につい て	原案のとおり 可決
議案第 17 号	ポスター掲示場設置場所の決定について	原案のとおり 可決
議案第 18 号	開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの 決定について	原案のとおり 可決
議案第15号 Q 書面の縦覧は1日だけなのに、どうして議案では縦覧期間という表現をするのか。縦覧日という表現ではダメなのか。 A 公選法第23条に「選挙管理委員会が定める期間、書面を縦覧に供さなければならない。」と規定してあるので、期間という表現をしている。Q 縦覧する人は何人ぐらいいるのか。A いない。過去にさかのぼってもいなかったと思う。		

- 平成26年諫早市表彰受賞者について
  - 3月1日、市制施行(合併)10周年記念式典が諫早文化会館で開催され、明るい選挙推進協議会の委員6人が市功労者として表彰されたことを事務局から報告した。
    - ・市制施行(合併)10周年記念表彰(基準年数30年)・・・3人
    - ・平成26年市表彰(基準年数20年)・・・3人
- 3月定例市議会一般質問について
  - 2人の議員から一般質問が提出されていることを事務局から報告した。 (質問日は北島議員3月9日、林田議員3月10日の予定)
  - ①北島守幸議員
    - ○選挙全般について
      - (1) 投票終了時刻を午後8時にもどすべきと思うがどうか
      - (2) 投票率向上、若者への啓発対策は何をしたか
      - (3) 先進地視察の内容は
      - (4) 18 歳投票に向けて対策は
      - (5) 学校への選挙道具貸し出し状況について問う

## ②林田保議員

- ○選挙事務について
  - (1) 一連の不祥事を踏まえて、選挙管理委員会として、どのような 対策を講じるのか
  - (2) 昨年 12 月定例議会での同僚議員の一般質問で、委員長が、今年 4 月の県議選から真津山地区での期日前投票を行う旨の答弁があったがどうなるのか
- 投票・開票作業マニュアル (案) について
  - ・最初に委員長からマニュアルを作成している目的、理由等についての 説明がなされた。
    - ( 投開票作業のしくみを明確にし、作業を正確に実施するためマニュアルを作成している。「見える化」を図るためフローを作成した。開披台、計数機、床などに票が残っていないか。投票者数と投票用紙交付数を一致させるためには在庫管理をしっかりしなければならない。などを前提にマニュアルを作成しているとの説明がなされた。)
  - ・次に事務局から、マニュアルの内容について、期日前投票、当日投票、 開票の順に概略説明した。

## <委員の意見など>

- ・開票で使用する票を入れるかごの色は、選挙ごとに変えないで、毎回 同じ色を使用すべき。
- ・マニュアルは、投票所の職務代理者や職員にも配布し周知すべき。
- ※マニュアルは作成途中であるため、委員に持ち帰ってゆっくり読んでもらい、後日再度協議することになった。

#### <次回の委員会開催>

○ 3月13日(金)16:00~

# 閉会宣言

午後3時33分

# 報告事項、意見など